



ご存じですか？

市の交通災害共済制度

思いがけない事故に備えて

交通災害共済制度とは

市交通災害共済制度は、昭和四十三年に発足した制度で、交通事故によつてけがをしたり死亡したりしたときに、五千円から最高百万円までの見舞金をお支払いするものです（表 参照）。

共済期間は十月一日から翌年九月三十日までですが、期間途中で加入することもでき（表 参照）、その場合は共済会費を納入し、会員となりました。四日市市に住民登録または外国人登録をしている人ならだれでも加入できます。

加入の申し込みは、お近くの銀行や農協、市役所道路交通課、中部を除く各地区市民センターで行うことができます。九月上旬ごろに各世帯に郵送する加入申込書に会費を添えて、九月二十九日までにお申し込みください。加入申込書が届かなかつた場合や、期間途中の加入を希望する場合は、市役所道路交通課または中部を除く各地区市民センター窓口で申し込んでください。

共済見舞金の請求は

共済見舞金は、事故発生の日から、一年以内に請求することができます。医師の診断書、交通事故証明書

表 共済見舞金額

等級	交通事故による傷害の程度	共済見舞金額
1	死亡	1,000,000円
2	手関節またはショパー関節以上を欠く傷害	500,000円
3	全治6カ月（180日）以上の傷害	110,000円
4	全治3カ月（90日）以上の傷害	55,000円
5	全治1カ月（30日）以上の傷害	22,000円
6	全治1週間（7日）以上の傷害	10,000円
7	全治1週間（7日）未満の傷害	5,000円

- (1) 交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路、および同条同項第8号に規定する車両での事故で交通事故証明書が人身事故扱いのものを言います。
- (2) 全治 カ月、 週間とは、初診から治癒までの期間を言い、治癒とは医師の診断により、もはや傷害に対する治療効果が期待できず、かつその症状が固定した状態を言います。後遺症治療と機能回復訓練期間は治療期間に含まれません。
- (3) 共済期間中に市外へ転出しても、期間中は有効なものとして共済見舞金の支給を受けられます。
- (4) 電車・汽車・船・飛行機に乗っていた場合の災害、会社構内などの通路での事故、無免許・飲酒・悪質な犯罪行為などの運転による事故は共済見舞金給付の対象となりません。

（人身扱い）、

共済会員証、印鑑を持参し、市役所六階道路交通課で申請してください。内容を審査の上、現金で見舞金をお支払いします。診断書と交通事故証明書は原則として原本を提出していただきます。

表 共済会費

加入月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
会費	500円	375円	250円	125円
費	400円	300円	200円	100円

(1) 生活保護を受けている人は、各半額（円未満切捨）です。
 (2) 現在中学3年生（昭和60年4月2日以降生まれ）の人が、来年4月～9月に途中加入される場合には、中学生以下の料金が適用されます。

交通事故にあったら

交通事故に遭ったら必ず現地の警察署へ届けてください。交通事故の認定は、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書が必要です。自転車、バイクなどによる自損事故でも人身事故として、すぐ警察署へ届けてください。

市内での交通事故は次の警察署へ届けてください。

- 北警察署 ☎66-0110
- 南警察署 ☎55-0110
- 西警察署 ☎94-0110

